

妊産婦・乳児へのサービスの紹介

母子健康手帳の受取と妊婦健診の受診

妊娠に気づいたら医療機関で妊娠届出書をもらい、早めに市保健センターで母子健康手帳を受け取りましょう。手帳と一緒に、妊婦健診の受診票等も渡します。定期的に妊婦健診を受けお腹の赤ちゃんの成長と妊婦のからだとこころの健康を守りましょう。

●**助産所や県外医療機関で受診する場合** 医療機関で健診費用を支払った後、市保健センターで費用助成申請をしてください

●**転入した場合** 転入前の市区町村で交付された受診票は、本市では使用できません。市保健センターで本市の受診票と交換してください

●**転出した場合** 本市の受診票は使用できません。転出先の市区町村で相談してください

出生体重が2500g未満のときは連絡を

母子健康手帳交付の際に配布した「低体重児届出書」を記入の上、速やかに市保健センターへ提出してください。

こんにちは赤ちゃん訪問

看護師・保健師が自宅を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談に乗ります。また、子育て情報誌を渡します。

●**対象** 生後4カ月未満の赤ちゃんがいる全ての家庭

●**その他** 子育ての不安は、身近な経験者や市保健センターに相談しましょう

マタニティマークを知っていますか？



市保健センターでは、母子健康手帳の交付時に、マタニティマークのストラップを配布しています。バッグ等に付けることで、周りに妊婦であることを知らせるものです。このマークを見かけたら、思いやりのある対応をお願いします。

新生児聴覚検査を受けましょう！

言葉の発達を促すために、生まれてすぐに聴覚検査を受けることが大切です。検査に要した費用は、赤ちゃん1人につき5000円(税込)を限度に助成します。申請により、後日費用を助成しますので、領収書を大切に保管しておき、4カ月児健診時に手続きをしてください。

●**対象となる検査** 生後1カ月以内に国内医療機関(助産所は除く)で受けた、自動ABRまたはOAE検査及びこれらの確認検査。ただし、保険診療で実施した場合は対象外

●**対象者** 平成29年4月1日以降に生まれ、出生時から市で実施する4カ月児健診受診以降の申請日まで継続して安城市に住民登録のある児

●**申請** 4カ月児健診受診時に申請してください。申請ができなかった場合は、児が1歳になるまで申請できます。4カ月児健診を受診して、まだ申請していない人は、早めに申請してください

※詳細は、4カ月児健診の案内通知に同封します。

一般不妊治療等助成制度の申請期日が近づいています！

●**対象期間** 平成29年3月～平成30年2月の診療分

●**対象治療等** 不妊検査、治療の効果を確認するための検査、一般不妊治療、人工授精

※継続する2年間が助成対象。

●**対象者** 夫又は妻のどちらかが安城市に住民登録があり、夫婦ともに健康保険に加入しており、医師に不妊治療等の必要があると診断された妻の年齢が43歳未満(治療開始時)の法律上の夫婦

●**助成額** 1夫婦1年度につき自己負担額の2分の1(上限5万円)

●**申請** 3月22日(木)までの(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分(祝を除く)又は3月11日(日)午前9時～正午に、申請書類・領収書原本・健康保険証(夫婦分)・印鑑(夫婦分)等を持って市保健センターへ

※必要書類について、詳しくは市HPを参照してください。申請書類は同センター・市HP・市内関係医療機関で配布
※医療機関の証明書発行には時間がかかるため余裕をもって申請してください。書類不備の場合は受け付けできません。